

スチュワードシップ活動にかかる報告

J A 共済連は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れ、投資先企業との対話や議決権行使を通じ、投資先企業の持続的な成長を促すことを目的としてスチュワードシップ活動に取り組んでおります。

1. 投資先企業との対話

- ・ 運用収益の向上のため、投資先企業との対話を通じ、投資先企業の動向を把握するとともに、企業価値向上の源泉である持続的な利益成長見通しに変化を与える経営課題および改善策などについて認識の共有化を図りました。

2. 議決権行使

(1) 議決権行使方針（概要）

① 議決権行使の考え方

- ・ 保有銘柄の投資収益向上によるご契約者さま等への安定的な利益還元を目指す上で、企業価値の向上もしくは企業価値の毀損回避を目的として議決権を行使します。

② 具体的な議決権行使のプロセス

- ・ J A 共済連は内部基準に則り、投資先企業について業績動向、法令違反や公序良俗に反する行為の有無等を勘案したスクリーニングを実施し、議案を詳細に検討する必要がある精査対象企業を事前に選定します。なお、スクリーニングに該当しない企業については原則全ての議案に賛成します。
- ・ 精査対象企業については、日常的な投資先企業の経営状況にかかるモニタリングに加え、企業価値向上に向けた課題やその改善の可能性など、必要によって対象企業へのヒアリングを通じ確認を行います。
- ・ 上記のモニタリングや確認結果を踏まえ、内部基準に則り、個別議案を検討し、議決権を行使します。

③ 主要議案に対する考え方

- ・ 「剰余金の配当」については、配当性向の水準や内部留保と資金使途のバランスを考慮しその妥当性を判断します。

- ・ 「取締役・監査役等の選任」については、不祥事等のコンプライアンス違反への関与、業績動向、株主還元姿勢等を考慮しその妥当性を判断します。また、社外役員の場合は独立性についても検討します。
- ・ 「役員報酬額の改定等」については、不祥事等のコンプライアンス違反への関与、業績動向等を考慮しその妥当性を判断します。
- ・ その他、個別議案に一定の判断基準を設け妥当性等を判断します。

(2) 議決権行使結果 (2016年7月から2017年6月)

- ・ 2016年7月から2017年6月に株主総会が開催された国内上場企業のうち、議決権行使の対象となった企業数は109社、議案数は398議案(会社提案358議案、株主提案40議案)でした。
- ・ このうち会社提案議案については、9社(9議案)に反対の意思表示をしました。
なお、賛成した議案におきましても、取締役・監査役の候補者を個別に判断し、一部反対の意思表示をした議案が含まれております。
- ・ 具体的には、主に以下のような会社提案に対して反対しました。
 - ① 明確な資金使途等が無いにも関わらず、配当性向が低い場合の剰余金処分案
 - ② 明確な理由が無いにも関わらず、社内取締役が増員となる取締役選任案
 - ③ 独立性の観点から、実効性に懸念のある社外監査役の選任案

以 上